

議案第 17 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月6日 提出

旭市長 米本 弥一郎

記

1 財産の表示

種 目	土 地
所 在	旭市仁玉字茅刈場 2 0 9 8 番 1 ほか 3 筆
地 積	6, 9 4 4 平方メートル

2 処分の方法 一般競争入札による売却

3 売却金額 3, 1 0 0 万円

4 売却の相手方 千葉県市川市市川南三丁目 1 4 番 3 7 号 株式会社電洋社 代表取締役 浮谷 直之